

## 《交付要綱第20条：「交付要綱」、「交付規程」、「付すべき条件」について》

(間接補助金の交付の際付すべき条件)

第20条 補助事業者は、間接補助金（補助事業者が大臣から交付を受けた補助金をその財源として、当該補助金の対象となる間接補助事業を行う者に交付する助成金をいう。以下同じ。）を交付しようとするときは、第5条、第6条、第8条から第13条まで及び第15条から第19条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

交付要綱 第20条	(方書)	交付規程	様式2-1 付すべき条件	様式2-2 様式10 付すべき条件	備考
第5条	交付決定の通知	第7条			
第6条	申請の取下げ	第8条	○		
第8条	計画変更の承認等	第10条	○		
第9条	債権譲渡の禁止	—			
第10条	遅延等の報告	第11条	○		
第11条	状況の報告	第12条	○		
第12条	実績の報告	第13条	○		
第13条	補助金の額の確定等	第14条			
第15条	消費税等仕入控除税額の 確定に伴う補助金の返還	—			
第16条	交付決定の取消し等	第16条		○	
第17条	財産の管理等	第17条		管理規程	
第18条	財産の処分の制限	第18条		管理規程	
第19条	補助事業の経理等	第19条		管理規程	
	全都清の調査等	第20条		○	
			交付規程の遵守	交付規程の遵守	
				管理規程の遵守	

様式2-1：交付決定通知書（初度登録前の申請に対する）

様式2-2：交付決定通知書兼確定通知書（初度登録後の申請に対する）

様式10：確定通知書（初度登録前の申請に対する）

管理規程：交付規程第17条第3項による作成（取得財産等の適正な管理）

## 交付決定通知（様式第2-1） 裏書（案）

この交付金の決定内容に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受理した日から起算して7日以内に補助金交付申請取下書（様式第3）を社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という）に提出しなければなりません。（平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条）

当該申請にかかる事業の内容を変更したり、事業の全部または一部を他に継承、あるいは中止または廃止しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第5）を全都清に提出し、承認を受けなければなりません。（交付規程第10条）

当該申請にかかる事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延報告書（様式第6）を全都清に提出し、その指示を受けなければなりません。（交付規程第11条）

当該申請にかかる事業の実施状況について全都清が要求した場合は、実施状況報告書（様式第7）を、全都清の指定する期日までに提出しなければなりません。（交付規程第12条）

当該申請にかかる事業が完了したときは、完了の日から起算して30後の日または補助金申請日が属する会計年度の2月25日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8）を全都清に提出しなければなりません。  
また、事業が全都清の会計年度内に完了しなかった場合は、平成22年4月10日までに年度末実績報告書（様式第9）を全都清に提出しなければなりません。  
やむを得ず、これらの報告書の提出が遅延する場合は、あらかじめ全都清の承認を受ける必要があります。（交付規程第13条）

その他、補助金を受けて次世代自動車の導入を行うにあたっては、交付規程を順守し、適正な手続き及び財産の管理を行わなければなりません。

交付決定兼確定決定通知（様式第2-2）・確定通知（様式第10） 裏書（案）

社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という）は、以下のいずれかに該当する場合、確定した交付金の全部又は一部を取消し、補助金の返還を命じ、又は確定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができます。

- 1 申請者が、法律やこれに基づく全都清の指示などに違反した場合
  - 2 申請者が、補助金を廃棄物運搬車導入以外の用途に使用した場合
  - 3 申請者が、事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - 4 交付決定後または確定後に事情が変更となり、廃棄物運搬車の導入の必要がなくなった場合
- （平成21年度自動車低公害化事業推進費補助金（廃棄物運搬車）交付規程（以下、「交付規程」という）第16条）

全都清は、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、申請者に対して所要の調査等を行うことができます。申請者は、全都清から調査等の申し出があった場合には、これに協力しなければなりません。（交付規程第20条）

その他、補助金を受けて導入した次世代自動車の効率的運用にあたっては、交付規程ならびに自動車低公害化推進事業費補助事業管理規程（別添）を順守し、適正な手続き及び財産の管理を行わなければなりません。

なお、自動車低公害化推進事業費補助事業管理規程第4項に定める耐用年数は以下の表によります。

【耐用年数】

タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のもの	3年
その他のもの	4年

（「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号） 抜粋）

